

施策 1 4 4 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

基本事業 1 4 4 0 1 薬物乱用防止対策の推進（主担当 衛生指導課）
薬物の乱用を防止するため、街頭啓発を中心とした活動を実施します。
また、不正けし等を発見・除去し、撲滅に取り組みます。

1 薬物乱用防止対策の充実

家庭、地域における薬物乱用を撲滅する意識の高揚を図るため、広報啓発活動を行いました。

(1) 広報啓発活動

実施日	実施場所	行事名及び概要
平成 29 年 7 月 1 日 (土)	ミタス伊勢	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (社会を明るくする運動と合同啓発)
平成 29 年 7 月 9 日 (日)	イオンタウン 伊勢ラパーク	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (献血と同時開催)
平成 29 年 7 月 25 日 (火)	鳥羽ショッピング プラザ ハロー	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (献血と同時開催)
平成 29 年 11 月 10 日 (金) ～平成 29 年 11 月 16 日 (木)	二見プラザ	薬物乱用防止啓発パネルの展示
平成 29 年 12 月 2 日 (土) ～平成 29 年 12 月 8 日 (金)	ミタス伊勢	薬物乱用防止ポスター入選作品展示
平成 30 年 3 月 4 日 (日)	県伊勢庁舎 401 会議室	薬物乱用防止指導者協議会研修会

(2) 薬物乱用防止指導員による活動

知事から委嘱を受けた管内の指導員（学校薬剤師、保護司、元保護司等）と啓発団体による啓発活動を実施しました。

- ア 地域団体等の会合等を活用した啓発活動
- イ 街頭キャンペーンの実施
- ウ 地域住民等からの相談対応
- エ 南勢志摩地区薬物乱用防止指導者協議会研修会の実施

(3) その他の活動

- ア 市町、高等学校等に対するポスター、パンフレットによる啓発依頼
- イ ライオンズクラブ、ロータリークラブ等への「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の依頼
- ウ 学校等への啓発資材の貸出

2 県民参加による大麻・けしクリーンアップ事業

大麻や麻薬等の原料となるため所持や栽培が禁止されているけしを除去するため、市町担当課窓口パンフレット等を配布するとともに、けしの除去活動を実施しました。

○ けし除去実績

実施年月日	市町別	面積 (㎡)	除去本数	けしの種類
平成 29 年 4 月 20 日 (木)	伊勢市	2	4	セティゲルム種
平成 29 年 4 月 20 日 (木)	玉城町	7	24	セティゲルム種
平成 29 年 4 月 27 日 (木)	玉城町	10	50	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 1 日 (月)	志摩市	103	383	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 1 日 (月)	玉城町	2	4	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 2 日 (火)	伊勢市	20	43	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 2 日 (火)	度会町	5	12	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 8 日 (月)	伊勢市	100	5,768	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 9 日 (火)	伊勢市	100	6,558	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 22 日 (月)	志摩市	1	1	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 24 日 (水)	伊勢市	400	39	セティゲルム種
平成 29 年 5 月 26 日 (金)	志摩市	40	14	セティゲルム種

	ソムニフェルム種	セティゲルム種	計
箇所数 (箇所)	0	28	28
本数 (本)	0	12,900	12,900

基本事業 1 4 4 0 2 人と動物との共生環境づくり

(主担当 衛生指導課)

遺棄動物の発生防止や適正飼養の普及のため、動物愛護啓発事業の一層の充実を図ります。

1 狂犬病予防及び動物保護管理業務

狂犬病予防法に基づき、犬を捕獲収容した他、飼い主に対し犬の登録、狂犬病予防注射を行うよう啓発しました。

また、三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、やむを得ず飼育できなくなった犬と猫の引取り収容、犬による咬傷事故等危害防止、終生飼育や放し飼いの防止等動物の適正飼養の普及啓発を行いました。

(1) 犬及び猫の収容等

区分	種別	収容頭数	返還等頭数	譲渡依頼数	殺処分依頼数 現地処分数計
伊勢	犬	45	19	20	6
	猫	66	0	24	42
志摩	犬	42	18	17	7
	猫	61	2	31	28
合計	犬	87	37	37	13
	猫	127	2	55	70

(2) 咬傷犬届出件数

事故を起こした犬の飼い主に対し、犬が狂犬病であるかどうかの検診を受け、適正な飼養をするよう指導しました。

区分	件数
伊勢	14
志摩	6
合計	20

2 動物愛護啓発事業

(1) 「飼う前教室」・「訪問活動（犬との接し方教室）」

犬を飼う前に知っておくべき知識(糞の後始末等のマナー)を普及するとともに、子供たちが犬による危害を受けないようにするため、犬との正しい接し方等を実施しました。

○ 訪問活動（動物愛護出前授業）

伊 勢

平成 29 年 6 月 21 日 伊勢市立進修小学校 30 名参加

平成 29 年 11 月 14 日 伊勢市立豊浜東小学校 17 名参加

平成 29 年 11 月 24 日 伊勢市立明野小学校 168 名参加

平成 29 年 12 月 11 日 伊勢市立神社小学校 40 名参加

志 摩

なし

(2) 動物取扱業の監視指導

特定動物飼養許可及び動物取扱業登録施設に対し、動物の適正な飼養・取扱いをするよう指導しました。

平成 30 年 3 月 31 日現在

区 分		施設数	監視施設数
特定動物飼養許可施設	伊勢	7	4
	志摩	10	18

区 分		施設数（業種数）	監視施設数
動物取扱業登録施設	伊勢	73（94）	35
	志摩	31（40）	10

基本事業 1 4 4 0 3 医薬品等の安全な製造・供給の確保

(主担当 衛生指導課)

医薬品などの品質管理体制確立のため、医薬品製造販売業者などに対する指導を行うとともに、安全性の確保のため、監視指導の強化を図ります。

1 薬事業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法等に基づき、法令の遵守状況の監視指導を行い、医薬品などの適切な取扱い及び危害発生の防止に努めます。

(1) 薬事関係営業施設数及び監視指導状況

平成 30 年 3 月 31 日現在

業種	事項	施設数	監視数	違反 発見数	主な違反内容	
医薬品、 医療機器等法	薬 局	117	57	2	管理者に係る違反	
	医薬品製造業	専 業	0	—	—	
		薬 局	11	6	0	
	特例販売業	8	2	0		
	店舗販売業	60	17	1	販売体制等の不備	
	卸売販売業	17	10	0		
	医療機器販売業	高度管理	117	41	0	
		管理	902	95	0	
	医療機器貸与業	高度管理	47	19	0	
		管理	57	13	0	
再生医療等製品販売業	2	2	0			
小 計		1,338	262	3		
毒物劇物取締法	毒物劇物製造業	0	0	0		
	毒物劇物 販売業	一 般	65	21	0	
		農 業 用	32	7	0	
		特定品目	2	0	0	
	業務上 取扱者	電気メッキ業	3	1	0	
		金属熱処理	1	1	0	
		運送業	1	1	0	
小 計		104	31	0		
麻 向 法 等	麻薬卸売・小売業者	105	56	0		
	麻薬診療施設 (病院・診療所)	126	38	1	帳簿不備	
	覚せい剤原料取扱者	3	4	0		
	小 計		234	98	1	
合 計		1,676	391	4		

(2) 毒物劇物運搬車輛の路上取締り

実施日時	実施場所	実施結果
平成 29 年 11 月 22 日 (水) 10:00~11:30	志摩市阿児町甲賀 国道 260 号下り線	該当車両なし
平成 29 年 11 月 22 日 (水) 13:30~14:30	伊勢市小俣町湯田 県道鳥羽・松阪線 上り車線	該当車両なし

(3) 家庭用品試買検査

実施日 平成 29 年 8 月 30 日 (水)

試買品目分類	品目数	検査項目	検査結果
繊維製品 (大人用 1・乳児用 1)	2	ホルムアルデヒド	適
家庭用化学製品 (家庭用エアゾル製品)	1	メタノール	適
家庭用化学製品 (かつら等接着剤)	1	ホルムアルデヒド	適

2 献血推進業務

輸血による感染リスクを低減し、患者の安全性を向上させる献血方法であることから成分献血及び 400ml 献血を推進しています。

また、高校生をはじめとする若年層に献血啓発活動を通じて社会参加を体験してもらうため、「ヤングミドナサポーター」に 148 名(参加 2 校)を委嘱しました。

(1) 管内の献血推移

(人)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動採血車 (400ml 献血)	2,939	2,617	2,553	2,544	2,429

(2) 管内献血状況

献血バス	市町名	バス稼働数 (台)	献血者計 (人)
	伊勢市	35.2	1,296
	鳥羽市	5.7	203
	志摩市	6.0	234
	玉城町	8.9	492
	度会町	0.8	33
	南伊勢町	3.0	103
	大紀町	1.7	68
	伊勢管内	—	2,429

基本事業 1 4 4 0 4 生活衛生営業の衛生確保

(主担当 衛生指導課)

施設の快適な環境を保ち、人に起因する公衆衛生上の危害の発生防止を図るため、生活衛生関係法規に基づき、また、科学的な方法により監視指導を行います。

1 生活衛生業務

理容師法、美容師法、興行場法、公衆浴場法、クリーニング業法の関係法令に基づいて、公衆衛生上遵守すべき基準について監視指導を行うとともに、営業の近代化・合理化のために必要な指導助言を行いました。

近年増加している入浴施設等を原因とするレジオネラ症対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や宿泊施設を中心とした施設の衛生管理状況を確認するための立入検査を行いました。

(1) 生活衛生関係営業施設数

平成 30 年 3 月 31 日現在

業種 市町名	理容所	美容所	クリーニング所			公衆浴場		興行場
			洗たく物の処理	取次所	無店舗取次店	一般	その他	
伊勢市	173	395	35	220	0	7	16	14
鳥羽市	38	57	4	25	0	0	7	1
志摩市	118	151	16	61	0	0	20	5
玉城町	14	28	1	21	0	0	4	0
度会町	10	13	0	4	0	0	0	0
大紀町	25	30	4	3	0	0	4	0
南伊勢町	29	40	3	9	0	0	4	0
移動店舗	0	0	0	0	11	0	0	0
合計	407	714	63	343	11	7	55	20
監視指導件数	42	76	6	2	0	4	14	11

(2) クリーニング師免許申請状況

受験申込書	免許申請	免許証書換	免許証再交付
2	0	0	0

(3) 市町別旅館営業施設数

旅館業法に基づいて、公衆衛生上遵守すべき基準について監視指導を行うとともに、新規申請に際しては消防法及び建築基準法を管轄する部署と協力し、適法の確認後、許可をしました。

平成 30 年 3 月 31 日現在

	業態	ホテル 営業	旅館営業	簡易宿所 営業	下宿営業	合 計
	市町名					
伊 勢	伊勢市	8	104	7	1	120
	玉城町	0	6	0	0	6
	度会町	0	4	1	0	5
	大紀町	0	26	11	0	37
	南伊勢町	0	67	12	0	79
	合 計	8	207	31	1	247
	監視件数	3	64	12	0	79
志 摩	鳥羽市	7	281	9	0	297
	志摩市	13	274	33	0	320
	合 計	20	555	42	0	617
	監視件数	13	163	14	0	190

(4) 旅館等建築協議

三重県モーテル類似旅館建築指導要綱に基づき、いわゆるモーテルの立地制限をするために、旅館の新築や施設変更等の時に、モーテルかどうか等の事前審査を行っています。

	申請件数
伊 勢	15
志 摩	3